

建築確認・検査申請手数料

表1 建築確認・検査申請

(非課税単位:円)

床面積		確認審査	特定中間	完了検査	完了検査 (中間がある場合)
A ≤ 100	法6条の4該当	25,000	-	28,000	-
	特例なし (構造:仕様規定)	45,000	28,000	40,000	38,000
	特例なし (構造:許容応力度)	65,000			
100 < A ≤ 200	法6条の4該当	32,000	-	34,000	-
	特例なし (構造:仕様規定)	57,000	40,000	48,000	46,000
	特例なし (構造:許容応力度)	87,000			
200 < A ≤ 300	特例なし (構造:仕様規定)	80,000	66,000	65,000	62,000
	特例なし (構造:許容応力度)	110,000			
300 < A ≤ 500		132,000	80,000	84,000	82,000
500 < A ≤ 1,000		165,000	108,000	143,000	140,000
1,000 < A ≤ 2,000		230,000	156,000	165,000	162,000
2,000 < A ≤ 3,000		320,000	192,000	220,000	218,000
3,000 < A ≤ 4,000		380,000	204,000	242,000	240,000
4,000 < A ≤ 5,000		450,000	228,000	275,000	272,000
5,000 < A ≤ 6,000		530,000	264,000	297,000	294,000
6,000 < A ≤ 8,000		550,000	276,000	319,000	316,000
8,000 < A ≤ 10,000		580,000	288,000	352,000	350,000
10,000 < A ≤ 20,000		670,000	360,000	385,000	382,000
20,000 < A ≤ 50,000		850,000	408,000	484,000	482,000
50,000 < A ≤ 100,000		1,440,000	744,000	836,000	834,000
100,000 < A		1,840,000	1,020,000	1,045,000	1,042,000
昇降機 (エレベーター等)		25,000	/	30,000	計画変更 12,000
昇降機 (ホームエレベーター等)		20,000		25,000	計画変更 10,000
工作物		28,000		28,000	計画変更 12,000
令138条第2項、第3項 (遊戯施設等)		別途見積		別途見積	計画変更 別途見積
令138条第3項2号		別途見積		別途見積	計画変更 別途見積

- ※1 住宅性能評価・長期・フラット35(耐震性)で耐震基準の確認を弊社で行っている場合は、建築確認手数料より15,000円減額します。
- ※2 フラット35(金利Aプラン省エネ)で省エネ基準(誘導仕様基準に限る)の確認を弊社で行っている場合は、建築確認手数料より4,000円減額します。
- ※3 省エネ審査基準を仕様規定とする場合は確認審査手数料に表2の額を加算します。
- ※4 申請が複数棟である建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法(以下「Exp.J等」という。)で接している建築物の部分も同様)に係る申請は、表3の延べ面積区分により算出した額を構造計算上の棟数から1を控除した数に乗じて得た額を加算します。なお、混構造の場合も同様とします。
- ※5 法第6条の3「特定構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものの審査(ルート2基準審査)」と小規模伝統的木造建築物等基準を適用する申請は、表4の延べ面積区分により算出した額をExp.J等で接している建築物の部分ごとに加算します。

- ※6 表5に該当する審査を要する場合は、該当項目の額を加算します。
- ※7 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合、500㎡以下は3,000円、500㎡超は10,000円減額します。
- ※8 建築物の計画変更は、変更に係る部分の面積の1/2に該当する部分の床面積(床面積が増加する変更は、当該床面積を加算する。)で算定します。なお、算定した面積が30㎡以下の場合、手数料12,000円とします。
- ※9 用途変更については、当該用途変更に係る部分を申請面積として算定します。
- ※10 既存建築物への遡及適用等がある建築の場合は、当該部分の床面積を加算して算定します。
- ※11 既存建築物が構造不適格であり構造耐力の審査を要する場合は200㎡以下は30,000円、200㎡超～500㎡以下は40,000円、500㎡超は50,000円を加算します。
- ※12 大規模の修繕、大規模の模様替えは、計画部分の床面積の1/2に該当する面積で算定します。
- ※13 仮使用認定(一般)については、仮使用対象部分の床面積に基づく完了検査手数料に、200㎡以下は20,000円、200㎡超は30,000円を加算します。
- ※14 仮使用認定(一般)についての完了検査手数料は、仮使用部分を除いた面積区分で算出し、200㎡以下は20,000円、200㎡超は30,000円を加算します。
- ※15 仮使用認定(外構未完成・既存建築物除去)については、仮使用する棟の床面積に基づく完了検査手数料に、200㎡以下は20,000円、200㎡超は30,000円を加算します。
- ※16 仮使用認定(外構未完成・既存建築物除去)についての完了検査手数料は、200㎡以下は20,000円、200㎡超は30,000円とします。
- ※17 エレベーター等とは、4人乗り以上のもの、及びエスカレーターを指します。
- ※18 ホームエレベーター等とは、3人乗り以下のエレベーターを含み、小荷物専用昇降機、段差解消装置を指します。また、段差解消装置について告示仕様の場合はエレベーター等の手数料とします。
- ※19 規則第3条の2第10号に該当する軽微変更(省エネ適判を除く)は、5,000円を加算します。
- ※20 省エネ適合性判定等(省エネ適合性判定通知書または設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を利用する場合や省エネ義務化による基準省令に基づく基準による審査を含む。)を要した建築物の完了検査は表6-1の額を加算します。
- ※21 省エネ適合性判定等を要した建築物の軽微な変更(ルートAまたはルートB)の審査を要する場合は、住宅は表6-2、非住宅建築物は6-3-1、6-3-2の額を加算します。
- ※22 完了検査手数料について、直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付を当社から受けていない場合、法6条の4に該当する建築物は20,000円、それ以外の規模における建築物で1,000㎡以下は50,000円、1,000㎡超は80,000円、昇降機及び工作物は10,000円を加算します。
- ※23 島しょ部への検査の場合は、10,000円を加算します。(ただし、橋で繋がっている島は除く)
- ※24 「計画通知」の手数料についても、同様に準用します。
- ※25 その他特殊事情は、別途協議により算出します。

表2 省エネ仕様規定加算(確認) ※3

一戸建ての住宅		12,000
共同住宅・長屋 (a)+(b)×戸数	基本料金(a)	20,000
	戸当たり(b)	2,000

(非課税単位:円)

表3 構造別棟加算 ※4

$A \leq 500$	50,000	<p>※4 計算例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 棟1 1800㎡ ルート3 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 棟2 500㎡ ルート3 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 棟1 1800㎡ ルート3 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 棟2 500㎡ ルート3 </div> </div> <p style="text-align: center;">Exp. J</p> <p style="text-align: center;">別棟 2棟 構造計算上の棟数 2</p> <p style="text-align: center;">延べ面積 2300㎡ 延べ面積 2300㎡</p> <p>手数料計算</p> <p>確認審査延べ面積 + (構造計算上の棟数 - 1) × 加算額 = 手数料</p> <p>320,000 + (2 - 1) × 90,000 = 410,000</p>
$500 < A \leq 1,000$	70,000	
$1,000 < A \leq 10,000$	90,000	
$10,000 < A$	150,000	

(単位㎡)

(非課税単位:円)

表4 ルート2基準、小規模伝統的木造建築物等基準※審査加算 ※5

$A \leq 1,000$	120,000	※5 計算例(ルート2+ルート2)  構造計算上の棟数 2 延べ面積 2300㎡ Exp. J 構造別棟加算の合計+棟1のルート2加算+棟2のルート2加算=手数料 410,000 + 180,000 + 120,000 = 710,000
$1,000 < A \leq 2,000$	180,000	
$2,000 < A \leq 10,000$	210,000	
$10,000 < A \leq 50,000$	250,000	
$50,000 < A$	420,000	

(単位㎡) (非課税単位:円)

※小規模建築物をルート3、限界耐力計算等により安全性を検証したもの(法第20条第1項第四号口)
 (構造設計一級建築士が設計又は確認したものに限り)

表5 特殊検討加算 ※6

天空率	道路斜線	10,000	
	隣地斜線	10,000	
	北側斜線	10,000	
耐火・防火区画検証法	$A \leq 2,000$	40,000	
	$2,000 < A \leq 10,000$	60,000	
	$10,000 < A$	80,000	
避難安全検証法	床面積	区画避難・階避難 全館避難(階数1)	全館避難(階数2以上)
	$A \leq 2,000$	40,000	60,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	60,000	90,000
	$10,000 < A$	80,000	120,000
特定天井	床面積	特定天井	落下防止措置
	$200 < A \leq 500$	70,000	126,000
	$500 < A \leq 1,000$	110,000	198,000
	$1,000 < A$	150,000	270,000

(単位㎡) (非課税単位:円)

※避難安全検証法において、区画避難、階避難または棟が複数ある場合は、区画、階または棟ごとに算定した額を加算します。

※特定天井が複数ある場合は、適用する箇所毎の額を加算します。

※耐火・防火区画検証法において、区画または棟が複数ある場合は区画または棟ごとに算定した額を加算します。

表6-1 省エネ適合性判定等を要した建築物の完了検査割り増し手数料 ※20

床面積	工場等	工場等以外(住宅等を含む)
$A \leq 100$	8,000	10,000
$100 < A \leq 200$	10,000	12,000
$200 < A \leq 300$	13,000	16,000
$300 < A \leq 500$	17,000	21,000
$500 < A \leq 1,000$	29,000	36,000
$1,000 < A \leq 2,000$	33,000	41,000
$2,000 < A \leq 3,000$	44,000	55,000
$3,000 < A \leq 4,000$	48,000	61,000
$4,000 < A \leq 5,000$	55,000	69,000
$5,000 < A \leq 6,000$	59,000	74,000
$6,000 < A \leq 8,000$	64,000	80,000
$8,000 < A \leq 10,000$	70,000	88,000
$10,000 < A \leq 20,000$	77,000	96,000
$20,000 < A \leq 50,000$	97,000	121,000
$50,000 < A \leq 100,000$	167,000	209,000
$100,000 < A$	209,000	261,000

(単位㎡)

※特記事項あり下記★参照

(非課税単位:円)

表6-2 【住宅】

省エネ適合性判定等を要した建築物の軽微な変更の完了検査割り増し手数料 ※21

	戸建住宅	共同住宅等※3				
		住戸のみ (a)+(b) × 戸数		建物全体 (a)+(b) × 戸数+(c)		
		基本料金 (a)	戸建単価 (b)	基本料金 (a)	全住戸単価 (b)	共用部 (c)
ルートA加算	3,000	8,000	500	8,000	500	8,000
ルートB加算	12,000	25,000	1,000	25,000	1,000	25,000

※特記事項あり下記★参照

(非課税単位:円)

表6-3-1 【非住宅】

省エネ適合性判定等を要した建築物の軽微な変更【ルートA】の完了検査割り増し手数料 ※21

床面積	工場等		工場等以外	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
$A \leq 200$	1,500	3,100	3,900	7,700
$200 < A \leq 300$	2,200	4,400	5,500	11,000
$300 < A \leq 500$	3,500	7,000	8,800	17,600
$500 < A \leq 1,000$	6,100	12,100	14,500	29,000
$1,000 < A \leq 2,000$	7,700	15,500	17,400	34,800
$2,000 < A \leq 3,000$	8,800	17,600	19,600	39,200
$3,000 < A \leq 4,000$	9,900	19,800	21,800	43,600
$4,000 < A \leq 5,000$	12,100	24,200	24,200	48,400
$5,000 < A \leq 10,000$	16,500	32,900	30,300	60,500
$10,000 < A \leq 20,000$	19,400	38,700	33,900	67,800
$20,000 < A \leq 50,000$	23,200	46,500	38,700	77,400
$50,000 < A$	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積

(単位㎡)

※特記事項あり下記★参照

(非課税単位:円)

表6-3-2 【非住宅】

省エネ適合性判定等を要した建築物の軽微な変更【ルートB】の完了検査割り増し手数料 ※21

床面積	工場等		工場等以外	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
$A \leq 200$	5,000	9,000	12,000	23,000
$200 < A \leq 300$	7,000	13,000	17,000	33,000
$300 < A \leq 500$	11,000	21,000	26,000	53,000
$500 < A \leq 1,000$	18,000	36,000	44,000	87,000
$1,000 < A \leq 2,000$	23,000	46,000	52,000	104,000
$2,000 < A \leq 3,000$	26,000	53,000	59,000	117,000
$3,000 < A \leq 4,000$	30,000	59,000	65,000	131,000
$4,000 < A \leq 5,000$	36,000	73,000	73,000	145,000
$5,000 < A \leq 10,000$	49,000	99,000	91,000	182,000
$10,000 < A \leq 20,000$	58,000	116,000	102,000	203,000
$20,000 < A \leq 50,000$	70,000	139,000	116,000	232,000
$50,000 < A$	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積

(単位㎡)

※特記事項あり下記★参照

(非課税単位:円)

★ 表6-1、6-2、6-3-1、6-3-2の特記事項

- ・ 省エネ適合性判定等とは、省エネ適合性判定通知書または設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を利用する場合や省エネ義務化による基準省令に基づく基準による審査を含みます。
- ・ 割増手数料は、省エネ適合性判定を要した建築物(棟)ごとに算出した額の合計とします。
- ・ 省エネ適合性判定が必要な建築物で当社以外の機関が省エネ適合性判定等を交付した場合は、表の各区分の額の2倍とします。
- ・ 非住宅建築物で一つの棟に複数用途がある場合は、建築物全体の床面積を工場等以外の欄の額とします。
- ・ 複合建築物(一つの棟に住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の場合は、住宅と非住宅それぞれの手数料区分の合計とします。
- ・ 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている建築物は完了検査手数料に8,000円加算します。
- ・ その他特殊事情は、別途協議により算出します。

◎ 旧建築基準法(2025年3月31日以前)による確認手続きに対する加算額の取り扱いについて

- ・ 旧4号建築物で2025年4月1日以降に工事着手されたものについては、下表に定める料金を、中間検査、完了検査または仮使用認定手数料に加算します。

省エネ※ (仕様規定)	一戸建ての住宅		12,000
	共同住宅・長屋 (a)+(b)×戸数	基本料金(a)	20,000
			戸当たり(b)
構造 その他	A ≤ 100	仕様規定	20,000
		許容応力度計算	40,000
	100 < A ≤ 200	仕様規定	25,000
		許容応力度計算	55,000
	200 < A ≤ 300	仕様規定	40,000
		許容応力度計算	80,000
	300 < A ≤ 500	許容応力度計算	100,000
	A ≤ 500	ルート2構造審査	50,000

(単位㎡)

(非課税単位:円)

※省エネ審査基準を仕様規定とする場合の加算額です。

但し、住宅等で性能規定(標準計算)または非住宅の場合は、省エネ適合性判定等が必要となります。

建築物省エネ法判定

【住宅に係る判定料金】

	戸建住宅	共同住宅等※2				
		住戸のみ (a)+(b)×戸数		建物全体 (a)+(b)×戸数+(c)		
		基本料金(a)	戸建単価(b)	基本料金(a)	全住戸単価(b)	共用部(c)
一般料金	38,500	93,500	4,400	93,500	4,400	93,500
他審査業務有※1	8,800	一般料金の1/2		一般料金の1/2		
軽微(ルートC)	19,800	46,200	2,200	46,200	2,200	46,200
計画変更	19,800	46,200	2,200	46,200	2,200	46,200

(税込単位:円)

【非住宅に係る判定料金】

床面積	工場等		工場等以外	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
A ≤ 200㎡	15,400	30,800	38,500	77,000
200㎡ < A ≤ 300㎡	22,000	44,000	55,000	110,000
300㎡ < A ≤ 500㎡	35,200	70,400	88,000	176,000
500㎡ < A ≤ 1,000㎡	60,500	121,000	145,200	290,400
1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	77,000	154,900	173,800	347,600
2,000㎡ < A ≤ 3,000㎡	88,000	176,000	195,800	391,600
3,000㎡ < A ≤ 4,000㎡	99,000	198,000	217,800	435,600
4,000㎡ < A ≤ 5,000㎡	121,000	242,000	242,000	484,000
5,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	164,600	329,100	302,500	605,000
10,000㎡ < A ≤ 20,000㎡	193,600	387,200	338,800	677,600
20,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	232,300	464,600	387,200	774,400
50,000㎡ < A	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積
軽微(ルートC)	上記の50%	上記の50%	上記の50%	上記の50%
計画変更※3	上記の50%	上記の50%	上記の50%	上記の50%

(税込単位:円)

※1 他審査業務有とは、弊社が交付した又は交付するフラット35(金利Aプラン省エネ標準計算、ZEHに限る)、その他の断熱性能等級および一次エネ等級が確認できるものを指します。

※2 店舗兼用住宅などにおいて、棟全体で住宅部分が1住戸のみの場合は、戸建住宅の額とします。

※3 用途の変更の場合に限ります。(計算方法が変更となる場合は新築時の面積区分の額とします)

- 床面積は、新築、増築又は改築する部分の面積とします。
- モデル建物法には小規模版を含むものとします。
- 標準入力法には主要室入力法を含むものとします。
- 工場等とは建築基準法の用途区分が次のものとします。
 - 工場 ○自動車修理工場 ○倉庫 ○自動車車庫 ○自転車駐車場 ○卸売市場
 - 危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場 ○農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
 - 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 その他の処理施設 ○農業の生産資材の貯蔵に供するもの
- 複合建築物(一つの棟に住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の場合は、住宅と非住宅それぞれの手数料区分の合計とします。
- 非住宅建築物で一つの棟に複数用途がある場合は、建築物全体の床面積を工場等以外の額とします。
- 計画変更および軽微変更(ルートC)の適合性判定手数料は、直前の判定を他機関で交付している場合は新築時の面積区分の額とします。
- 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分に使用する計算方法により適用する表を判断します。
- 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分の用途による用途分類とします。
- 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合は、11,000円とします。
- 「計画通知」の手数料についても、同様に準用します。
- その他特殊事情は、別途協議により算出します。

適合証明業務(新築・一戸建て住宅)

融資種別		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
フラット35		27,500	15,400	17,600
フラット35S		38,500 ※1	19,800	22,000
竣工済特例	フラット35	27,500	—	33,000
	フラット35S	38,500	—	41,800
財形住宅融資		27,500	15,400	17,600

※1 フラット35Sの設計検査手数料に下記金額を加算する (税込単位:円)
 ・評価方法基準I-1に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)で、仕様規定の場合は13,200円、許容応力度計算の場合は19,800円の加算

適合証明業務(新築・共同建て)

区分		融資種別	設計検査	竣工現場検査	
				建設評価無し	建設評価有り
一般申請	分譲	フラット35・35S 財形住宅融資	19,800	110,000+(N×3,300)	5,500+(N×550)
	一括申請	分譲	フラット35・35S 財形住宅融資	55,000+(N×4,400)	110,000+(N×3,300)
	賃貸	各種別共通	22,000+(N×4,400)	16,500+(N×3,300)	

(N:戸数、税込単位:円)

適合証明業務(既存)

融資種別	一戸建ての住宅	共同建て
フラット35・35S	44,000	22,000+(N×22,000)
財形住宅融資	44,000	—

(N:戸数、税込単位:円)

適合証明業務(リフォーム)

融資種別	手数料
①:耐震改修工事	38,500
②:エネルギー消費性能向上工事 (グリーンリフォームローン)	38,500
③:高齢者居住環境改善工事(部分的バリアフリー工事)	33,000
④:高齢者居住環境改善工事(ヒートショック対策工事)	33,000
⑤:その他の融資対象リフォーム工事	16,500 加算

(税込単位:円)

フラット35 リノベ

融資種別		事前確認※1 (物件売買時)	適合証明 (リフォーム工事後)
【フラット35】 リノベ	下記以外	44,000	44,000
	【優良な住宅基準】(金利Bプラン)		55,000
	【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)		66,000
リフォーム工事後に一括して 物件検査を実施する場合 (買取再販に限る)	下記以外	—	55,000
	【優良な住宅基準】(金利Bプラン)		66,000
	【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)		77,000
上記のそれぞれに追加項目がある場合			別途見積
共同建ての場合			別途見積

※1 耐震評価基準の確認を要する場合、一戸建て等の場合22,000円加算します。マンションの場合は別途見積りとなります。 (税込単位:円)
 (耐震評価:「建築確認日がS56.5.31以前」又は「表示登記の原因及びその日付がS58.3.31以前」の住宅(いわゆる旧耐震の住宅)の場合に必要な耐震評価)

設計住宅性能評価(必須項目)

戸建住宅	$0\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	42,900
	$100\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	49,500
	$300\text{m}^2 < A$	99,000
共同住宅等	$0\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	$55,000 + M \times 4,400$
	$300\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	$99,000 + M \times 4,400$
	$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	$165,000 + M \times 4,400$
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	$275,000 + M \times 4,400$
	$5,000\text{m}^2 < A \leq 8,000\text{m}^2$	$330,000 + M \times 4,400$
	$8,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	$385,000 + M \times 4,400$
	$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	$440,000 + M \times 4,400$
	$20,000\text{m}^2 < A \leq 30,000\text{m}^2$	$517,000 + M \times 4,400$
	$30,000\text{m}^2 < A \leq 40,000\text{m}^2$	$627,000 + M \times 4,400$
	$40,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	$748,000 + M \times 4,400$
	$50,000\text{m}^2 < A$	$847,000 + M \times 4,400$

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※1 戸建て住宅で『1-1～1-7 構造の安定において許容応力度計算』を採用した場合は、各面積区分の料金を19,800円を加算した額とする。

※2 建築行為を伴わない既存住宅に係るものは別途見積りとなります。

設計住宅性能評価と長期使用構造等確認申請併願手数料・長期使用構造等確認申請手数料

戸建住宅	$0\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	46,200
	$100\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	52,800
	$300\text{m}^2 < A$	107,800
共同住宅等	$0\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	$63,800 + M \times 4,400$
	$300\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	$107,800 + M \times 4,400$
	$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	$176,000 + M \times 4,400$
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	$297,000 + M \times 4,400$
	$5,000\text{m}^2 < A \leq 8,000\text{m}^2$	$352,000 + M \times 4,400$
	$8,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	$385,000 + M \times 4,400$
	$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	$462,000 + M \times 4,400$
	$20,000\text{m}^2 < A \leq 30,000\text{m}^2$	$550,000 + M \times 4,400$
	$30,000\text{m}^2 < A \leq 40,000\text{m}^2$	$660,000 + M \times 4,400$
	$40,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	$825,000 + M \times 4,400$
	$50,000\text{m}^2 < A$	$935,000 + M \times 4,400$

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※1 戸建て住宅で『1-1～1-7 構造の安定において許容応力度計算』を採用した場合は、各面積区分の料金を19,800円を加算した額とする。

※2 長期使用構造等確認の申請において、増築・改築の手数料について戸建住宅は49,500円とする。また、共同住宅等は別途見積りとする。

建設住宅性能評価(必須項目)

戸建住宅	$0\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	90,200
	$100\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	103,400
	$300\text{m}^2 < A$	169,400
共同住宅等	$0\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	$99,000 + M \times 9,900$
	$300\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	$176,000 + M \times 9,900$
	$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	$220,000 + M \times 9,900$
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	$275,000 + M \times 9,900$
	$5,000\text{m}^2 < A \leq 8,000\text{m}^2$	$330,000 + M \times 9,900$
	$8,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	$385,000 + M \times 9,900$
	$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	$451,000 + M \times 9,900$
	$20,000\text{m}^2 < A \leq 30,000\text{m}^2$	$539,000 + M \times 9,900$
	$30,000\text{m}^2 < A \leq 40,000\text{m}^2$	$649,000 + M \times 9,900$
	$40,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	$792,000 + M \times 9,900$
	$50,000\text{m}^2 < A$	$1,034,000 + M \times 9,900$

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※ 紛争処理負担金を含む金額とする

設計・建設住宅性能評価(選択項目)

選択項目	追加手数料(戸建)	追加手数料(共同住宅等)
火災時の安全に関すること	1,100	$M \times 1,100$
空気環境に関すること	1,100	$M \times 1,100$
光・視環境に関すること	1,100	$M \times 1,100$
音環境に関すること	1,100	$M \times 1,100$
高齢者等への配慮に関すること	1,100	$M \times 1,100$
防犯に関すること	1,100	$M \times 1,100$

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※ 複数選択の場合は、追加の合計金額から20%減額する。

住宅性能証明書(贈与税非課税措置)の証明業務に係る手数料【戸建住宅】

■住宅性能証明書

省エネ (断熱等級5以上かつ 一次エネ等級6以上)	断熱性能等級5以上かつ一次エネ等級6以上 が確認できる証明書等あり※2		断熱性能等級5以上かつ一次エネ等級6以上 が確認できる証明書等なし※2		再検査※11
	単独※5	他検査同時※6	単独※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※7	35,200	22,000	64,900	51,700	16,500
住宅の増改築等	—	—	64,900	51,700	16,500

耐震性・免震建築物	耐震等級2以上又は免震建築物 が確認できる証明書等あり※3		耐震等級2以上又は免震建築物 が確認できる証明書等なし※3		再検査※11
	単独※5	他検査同時※6	単独※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※8	35,200	22,000	64,900 許容応力度計算の場合は 上記に19,800円加算	51,700 許容応力度計算の場合は 上記に19,800円加算	16,500
住宅の増改築等	—	—	64,900	51,700	16,500

高齢者等配慮対策	高齢者等配慮対策等級3以上 が確認できる証明書等あり※4		高齢者等配慮対策等級3以上 が確認できる証明書等なし※4		再検査※11
	単独※5	他検査同時※6	単独※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※9	22,000	15,400	51,700	45,100	16,500
住宅の増改築等	—	—	51,700	45,100	16,500

(税込単位:円)

■増改築等工事証明書(8号工事)

種別	省エネルギー性※13		耐震性・免震建築物		高齢者等配慮対策等級		再検査※11
	単独※5	他検査同時※6	単独※5	他検査同時※6	単独※5	他検査同時※6	
住宅の増改築等(8号)	64,900	51,700	64,900	51,700	51,700	45,100	16,500

(税込単位:円)

■証明書再発行

1通あたり	1,100
-------	-------

(税込単位:円)

- ※1 手数料には住宅証明書及び増改築等工事証明書交付に必要な現場検査(以下「本検査」といいます)を含んでいます。
- ※2 断熱性能等級5、及び一次エネ等級6以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級5、及び一次エネ等級6以上が確認できるものを指します。
- ※3 耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書(既存住宅の場合は建設住宅性能評価書)、その他の耐震等級2以上又は免震建築物が確認できるものを指します。
- ※4 高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の高齢者等配慮対策等級3以上が確認できるものを指します。
- ※5 単独とは、本検査の現場検査を単独で実施する場合を指します。
- ※6 他検査同時とは弊社が行う確認検査、適合証明、建設評価又は瑕疵保険の現場検査と本検査を同時に実施する場合を指します。
- ※7 新築の場合の省エネルギー性に関する現場検査は、下地張り直前の工事の完了時及び竣工時です。
- ※8 新築の場合の耐震性に関する現場検査は、基礎配筋完了時、躯体工事完了時及び竣工時です。ただし建築基準法の検査済証を提出した場合は竣工時の検査は行わない。
- ※9 新築の場合の高齢者等配慮対策に関する現場検査は、竣工時です。
- ※10 検査なしとは、申請時に所定の書類がそろった申請で現場検査を実施しない場合を指します。
- ※11 再検査は、1回分の手数料になります。
- ※12 変更申請が必要な場合は、申請手数料の1/2とします。
- ※13 共同住宅等の申請手数料は別途見積りとなります。
- ※14 増改築等工事証明書(1～7号工事)は別途見積りとなります。

建築物省エネルギー性能表示(BELS)評価手数料

		一般料金		評価書等有り※1	
住宅	戸建住宅	38,500		8,800	
	共同住宅等※3	住戸のみ	基本料金(a) 93,500	(a)+(b)×戸数	左記料金の1/2
			戸数単価(b) 4,400		
	共同住宅等※3	建物全体	基本料金(a) 93,500	(a)+(b)×戸数+(c)	左記料金の1/2
			全戸数単価(b) 4,400		
共用部(c) 93,500					
非住宅建築物		省エネ適判手数料に準ずる			

(税込単位:円)

※1 評価書等有りとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級、及び一次エネ等級が確認できるものを指します。

※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは一般料金の1/2とする。

なお、共同住宅等にあつては変更後の住戸数に応じて算定する。

また、次の場合はそれぞれに記載のとおり適用することができる。

① 弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規料金を適用する。

② 計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項(ZEHの表示に関する事項を除く。)のみの変更は4,400円(税込)とする。

※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。

※4 業務規程第11条第1項のシール、プレート及び電子データを発行する料金は上記に含まれません。

* 複合建築物とは、住宅部分・非住宅部分を有する建築物 とする。

* 複合建築物の手数料は、非住宅建築物の手数料に住宅の手数料を合算したものとする。

建築物省エネ法関係(性能向上計画)技術的審査手数料

		一般料金		評価書等有り※1
住宅	戸建住宅	38,500		8,800
	共同住宅等※3	基本料金(a) 93,500	(a)+(b)×戸数+(c)	左記料金の1/2
		全戸数単価(b) 4,400		
		共用部(c) 93,500		
非住宅建築物		省エネ適判手数料に準ずる		

(税込単位:円)

※1 評価書等有りとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級5、及び一次エネ等級6以上が確認できるものを指します。

※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは一般料金の1/2とする。弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規料金を適用する。

※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。

* 複合建築物とは、住宅部分・非住宅部分を有する建築物 とする。

* 複合建築物の手数料は、非住宅建築物の手数料に住宅の手数料を合算したものとする。

低炭素建築物技術的審査手数料

		一般料金		評価書等有り※1
住宅	戸建住宅	38,500		8,800
	共同住宅等※3	基本料金(a)	93,500	(a)+(b)×戸数+(c) 左記料金の1/2
		全戸数単価(b)	4,400	
		共用部(c)	93,500	
非住宅建築物		省エネ適判手数料に準ずる		

(税込単位:円)

※1 評価書等有りとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級5、及び一次エネ等級6以上が確認できるものを指します。

※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは一般料金の1/2とする。弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規料金を適用する。

※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。

* 複合建築物とは、住宅部分・非住宅部分を有する建築物 とする。

* 複合建築物の手数料は、非住宅建築物の手数料に住宅の手数料を合算したものとする。

化学物質濃度測定(測定バッジ)

測定箇所 (同時期に測定できるもの)	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド・ トルエン・キシレン・ エチルベンゼン・ステレン
1か所	42,900	52,800
2か所以上	$(A-1) \times 22,000 + 42,900$	$(A-1) \times 26,400 + 52,800$

(税込単位:円)

※A:測定箇所数とする

※特急分析の場合は別途料金が必要となります。

建物状況調査業務の調査料金

		床面積	
		200㎡未満	200㎡以上
一戸建て住宅		55,000	77,000
共同住宅等	住戸型	55,000	77,000
	住棟型	別途見積り	別途見積り

(税込単位:円)

※1 コンクリートの圧縮強度を測定する場合は、5,500円加算する。

※2 鉄筋探査の測定をする場合は、5,500円加算する。

※3 設備配管等の調査を実施する場合は、5,500円加算する。

※4 調査実施日から1年以内に委任者から調査結果の再説明の依頼があった場合は、再説明料金として11,000円とする。

※5 調査実施後、再調査依頼があった場合は、上記表の料金とする。

※6 調査実施日から1年以内の調査報告書の再発行を求められた場合は、複写を再発行し、手数料を2,200円とする。

※7 建物状況調査業務の前に、事前に調査が必要な場合は、11,000円で事前調査を実施する。

※8 業務規程第4条第3項の業務時間外に建物状況調査業務を実施する場合は、11,000円加算する。

※9 特殊な事情があると認めた場合は、別途協議により算定する。

他検査と同時に行う場合の調査料金の減額

① 指定住宅瑕疵担保責任保険法人が取扱う既存住宅売買瑕疵保険の検査と同時に行うときは、調査料金を11,000円減額とする。

② 住宅金融支援機構によるフラット35 利用のための、中古住宅の物件検査と同時に行うときは、調査料金を11,000円減額とする。

上記①検査及び②検査と同時に行うときは、調査料金を22,000円減額とする。

構造計算適合性判定手数料

床面積	構造計算が右記以外の方法によって行われたもの	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの
$A < 1,000\text{m}^2$	200,000	130,000
$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	250,000	140,000
$2,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	300,000	180,000
$10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	400,000	220,000
$50,000\text{m}^2 < A$	700,000	380,000

(非課税単位:円)

※ 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなします。

※ 当社が建築確認申請を引受けた建築物は、判定を行えません。

※ 当社と委託契約をしている判定員が代表者である設計事務所の関与した建築物について、その判定は行えません。

※ 任意の構造計算適合性判定の手数料は上表の金額に消費税が加算されます。

木造住宅耐震診断等評価業務

①木造住宅耐震診断及び改修耐震診断評価(総合評価)	57,200
②木造住宅改修耐震診断評価	49,500
③木造住宅段階的改修耐震診断評価	49,500
④木造住宅改修耐震診断評価 ※1	44,000
⑤木造住宅段階的改修耐震診断評価 ※1	44,000
⑥木造住宅改修耐震診断変更評価	22,000
⑦木造住宅段階的改修耐震診断変更評価	22,000
⑧評価証の再交付	1,100

(税込単位:円)

※1 耐震診断評価を当社で受けている場合